

項目名

④ 感染症予防対策について

■ 現状（概要）

1 管内における結核の発生状況（令和5年12月末現在）

登録者 15名（内 潜在性結核感染症（LTBI）3名）
令和5年新規患者 9名（うち LTBI 3名）

2 管内における結核以外の感染症発生状況

- (1) 全数報告疾患：腸管出血性大腸菌感染症1件，つつが虫病1件，梅毒1件，百日咳1件
- (2) 定点把握疾患：管内の定点医療機関（インフルエンザ定点6か所，小児科定点4か所，基幹定点1か所，性感染症定点1か所）から保健所へ毎週報告あり。

3 新型コロナウイルス感染症

- ・令和5年5月7日までの発生状況（全数報告）
全国 33,802,739人（死亡者数 74,669人）
県内 444,946人（死亡者数 893人）
- ・令和5年5月8日からの5類移行に伴い，定点把握疾患に変更。

■ 取組状況

1 結核対策

- ・発生状況の把握，患者発生時の積極的疫学調査，結核患者への服薬支援，管理検診と接触者健診の案内，事業所が行った健康診断に対する補助金の交付。

2 結核以外の感染症対策

- (1) 感染症発生時の積極的疫学調査，消毒命令等の実施
- (2) 管内における感染症動向の把握・分析と情報還元
管内の感染症発生状況を県へ報告するとともに，管内の感染症発生状況を分析し，『伊集院保健所感染症情報』を毎週発行。メール配信（市村，医療機関，社会福祉施設，学校等 約190カ所）と県ホームページ掲載にて周知。
- (3) 感染症地域連絡研修会の開催（令和5年5月15日）
- (4) 感染症危機管理現地対策協議会の開催（令和5年10月25日）
- (5) 社会福祉施設等で感染症が集団発生した際の相談対応，助言
- (6) 『伊集院保健所 健康危機対処計画（感染症編）（以下，「健康危機対処計画という。）』策定（今年度中予定）

3 5類移行後の新型コロナウイルス感染症対策

- ・受診 相談センターとしての電話相談（土日祝日含む24時間体制）
- ・社会福祉施設等での感染対策指導・助言

■ 成果・課題

今後発生が危惧される新たな感染症や鳥インフルエンザ等の発生時に、迅速に対応できるよう、平時から関係機関と情報共有を行い、さらに連携体制を強化していくことが課題である。

■ 今後の予定

今年度策定する健康危機対処計画については、来年度以降、県の『感染症予防計画』と整合をとった健康危機対処計画に改訂予定。改訂の際は、感染症危機管理現地対策協議会にて協議予定。

また、研修会を随時開催し、必要な対応等について情報共有を行う。

■ 依頼事項等

各関係機関におかれては、引き続き、感染症対策の推進に御協力くださるようお願いいたします。

伊集院保健所感染症情報

2023年第50週（令和5年12月11日～令和5年12月17日）

【お問い合わせ先】 〒899-2501 鹿児島県日置市伊集院町下谷口 1960-1 鹿児島地域振興局保健福祉環境部（伊集院保健所）

TEL (099) 273-2332 / FAX (099) 272-5674 / E-mail kago-kenko-shippei@pref.kagoshima.lg.jp

鹿児島地域振興局 URL <http://www.pref.kagoshima.jp/ak01/chiiki/kagoshima/index.html>



定点把握感染症

管内警報発令：インフルエンザ

定点医療機関【インフルエンザ5，小児科3，基幹定点1】

疾患名	警報基準値		注意報	伊集院保健所管内					県	
	開始	終息	基準値	第47週	第48週	第49週	第50週	先週からの増減	第49週	前週からの増減
インフルエンザ	30	10	10	17.20	25.20	36.40	21.40	↘	40.80	↗
COVID-19	-	-	-	1.80	2.20	3.20	3.20	→	3.69	↗
咽頭結膜熱	3	1	-	1.00	2.33	1.67	2.33	↗	4.08	↗
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	8	4	-	8.67	4.33	4.00	3.67	↘	3.51	↗
感染性胃腸炎	20	12	-	1.33	0.67	1.00	3.00	↗	5.14	↗
水痘	2	1	1	0.00	0.00	0.00	0.67	↗	0.08	↘
手足口病	5	2	-	1.00	0.33	0.33	0.00	↘	1.31	↘
伝染性紅斑	2	1	-	0.00	0.00	0.00	0.00	→	0.00	→
突発性発しん	-	-	-	0.00	0.33	0.33	0.33	→	0.27	↗
ヘルパンギーナ	6	2	-	0.67	0.00	0.00	0.00	→	0.18	↗
流行性耳下腺炎	6	2	3	0.00	0.00	0.00	0.00	→	0.04	↗
RSウイルス感染症	-	-	-	0.00	0.00	0.00	0.33	↗	0.06	↘
基幹定点からの届出状況			該当なし							
インフルエンザ入院サーベイランス			該当なし							
COVID-19入院サーベイランス			該当なし							
全数報告（カッコ内は本年の累積数）			腸管出血性大腸菌感染症（O26 VT1）1例							
※警報域：太文字で赤色の塗りつぶし、注意報域：太文字で黄色の塗りつぶし										



TOPIC 中国での小児の呼吸器感染症の増加について

今般、中国において小児の呼吸器感染症が増加していることが報告されています。原因としては、季節性インフルエンザウイルス、肺炎マイコプラズマ、RSウイルス、アデノウイルス等が報告されており、未知又は新たな病原体は確認されていません。



医療機関においては、特に最近一か月以内に中国渡航歴のある方で発熱や呼吸器症状を有する方の診察において、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のほか、直近では日本国内で流行していないマイコプラズマ肺炎やRSウイルス感染症等も念頭に置いて診察にあたるのが重要です。また、中国における肺炎マイコプラズマはマクロライド系抗菌薬に耐性である割合が高いとする報告があります。



年末年始の海外渡航前に「海外で健康に過ごすために FORTH」をチェック！

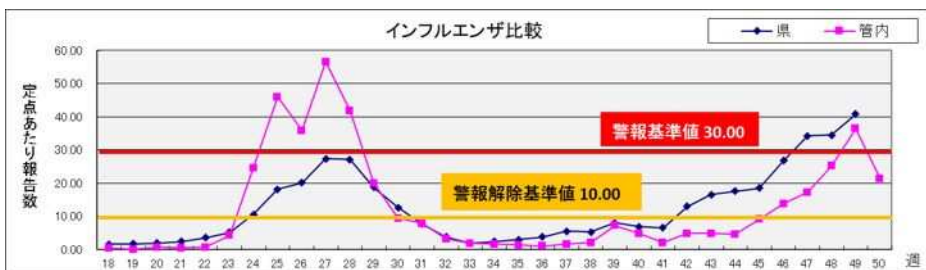
厚生労働省 検疫所のインターネットページ『海外で健康に過ごすために FORTH』で、渡航先で気をつけることや必要な予防接種、持って行きたい薬などの情報を収集し、準備をしましょう。



● 注意すべき感染症

● インフルエンザ（県内・管内警報発令中！）

今週の伊集院保健所管内におけるインフルエンザの報告数は、前週の182人（定点あたり36.40）より75人少ない107人（定点あたり21.40）でした。年齢別では、10～14歳（16人）、5歳（11人）、2歳（10人）の順に多い報告でした。

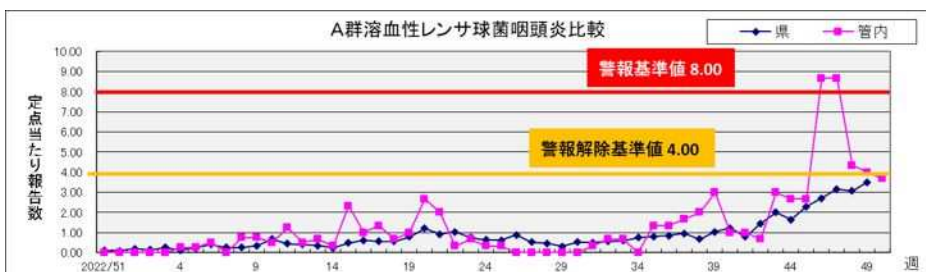


小児ではまれに急性脳症を、御高齢の方や免疫力の低下している方では二次性の肺炎を伴うなど重症になることがあり、それぞれ注意が必要です。

★罹患後の登校基準：発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過してから（学校保健安全法）。

● A群溶血性レンサ球菌咽頭炎

今週の伊集院保健所管内におけるA群溶血性レンサ球菌咽頭炎の報告数は、前週の12人（定点あたり4.00）より1人少ない11人（定点あたり3.67）で、警報解除基準値の4.00を切りました。年齢別では、5歳（3人）、2歳・3歳・10～14歳（各2人）、4歳・9歳（各1人）の順に多い報告でした。



感染すると、2～5日の潜伏期間を経て、突然の発熱や全身倦怠感、咽頭痛で発症し、舌が莓状に赤くザラザラとした状態になることもあります。

● 咽頭結膜熱（県内警報発令中！）

咽頭結膜熱は、発熱、のどの痛み、結膜炎が3～5日続く病気です。

県内に警報が発令されています。管内においても、発生動向に注意が必要です。



● COVID-19（新型コロナウイルス感染症）

COVID-19の県内の定点あたり報告数は、3週連続で増加しています。入院患者数も増加していることから、重症化リスクが高い高齢者等へ感染させないように、基本的な感染対策を実施しましょう。

感染症 予防の ポイント

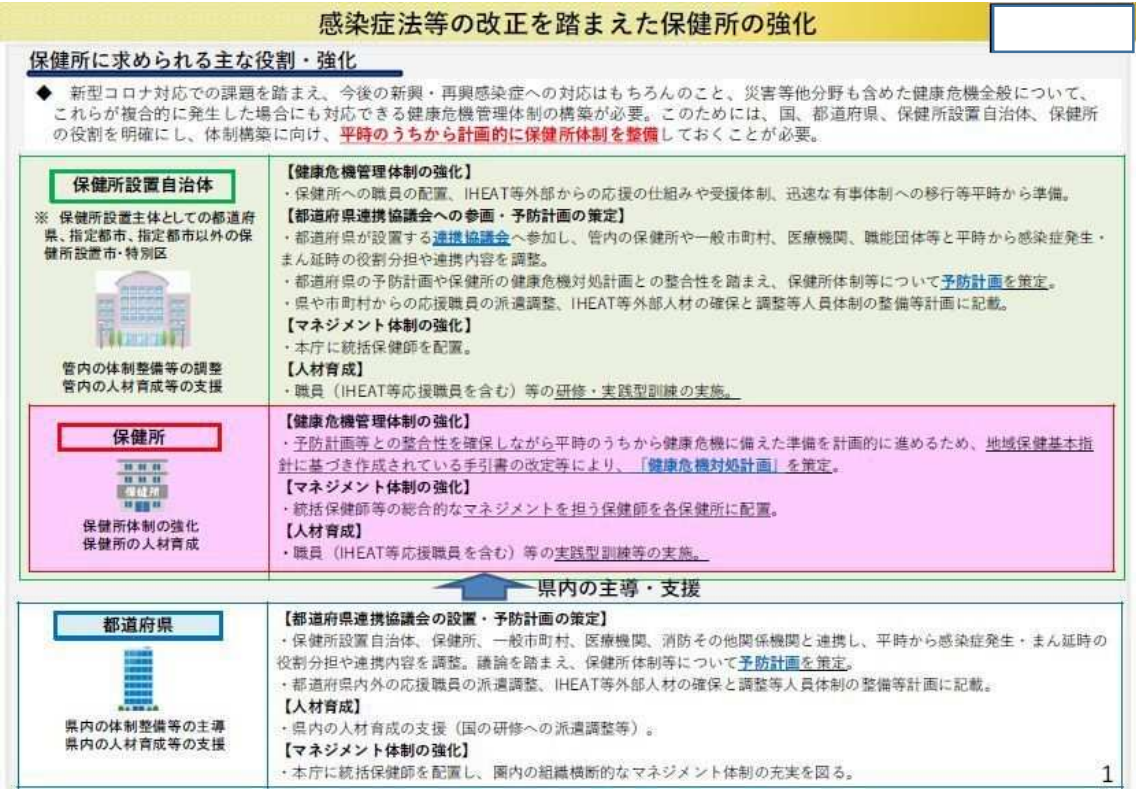
- 患者との密接な接触を避けましょう。（タオル等は別々に！）
- 泡立てた石けんと流水での手洗い、マスクを用いた咳エチケットを心がけましょう。
- 集団生活では感染が拡大しやすいため、体調不良者は出勤・登園等を控えましょう。
- 吐きけ、強い頭痛、咽頭痛、せきが激しいときなど、早めに医療機関に相談しましょう。

○学校における感染症による出席停止の状況 12/11～12/17

（出典：学校等欠席者・感染症情報システム）

前週と比較して、インフルエンザの報告が1.5倍に増加しました。インフルエンザによる学級閉鎖が、小学校で1件報告されています。

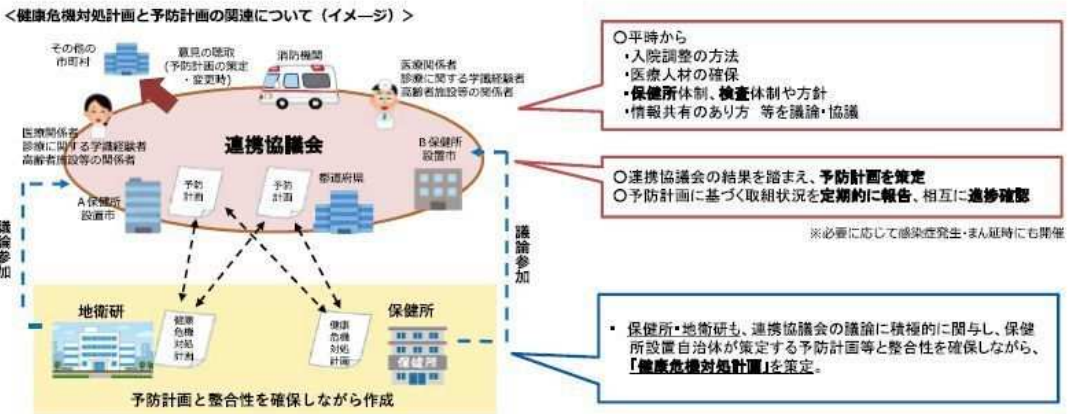
自治体名	疾患名	インフルエンザ	インフルエンザA型	新型コロナ感染症
日置市		14	5	2
いちき串木野市		65	2	1
三島村		0	0	0
十島村		0	0	0
計		79	7	3



健康危機対処計画について

健康危機対処計画の概要

- 各保健所及び各地衛生研は、現場において平時のうちから健康危機に備えた準備を計画的に進めることや予防計画の実行性を担保するため、**地域保健基本指針に基づき作成されている手引書の改定等により、「健康危機対処計画」を策定**（地域保健法に基づく基本指針に位置づけ）。
- 都道府県連携協議会の議論に参加し、予防計画と整合性を確保しながら策定することを想定しているため、**令和5年度中に策定すること**。計画の見直し期間に特段の定めはないが、実践型訓練の実施や今後の健康危機対応を踏まえながら、**必要に応じて、適宜、見直しを行うものとする**。



※令和5年6月29日 保健所における健康危機対処計画（感染症編）策定ガイドラインに関する説明会資料より抜粋

- 【当保健所における健康危機対処計画の策定スケジュール】**
- 令和6年3月 既存の保健所内マニュアルを見直し、保健所の健康危機対処計画を策定
 - 県において県予防計画を改訂
 - 4～6月 県予防計画を元に、保健所の健康危機対処計画を改訂
 - 7～10月 委員に意見照会
 - 11月 鹿児島地域感染症危機管理現地対策協議会にて協議